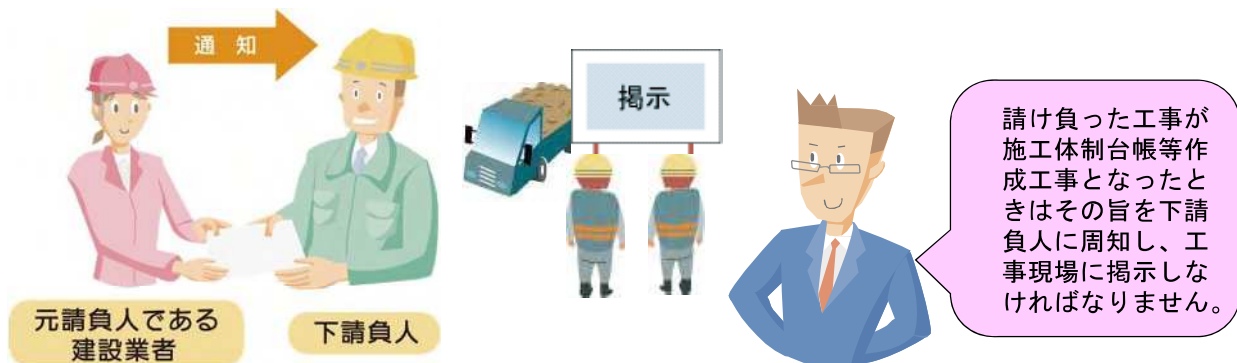
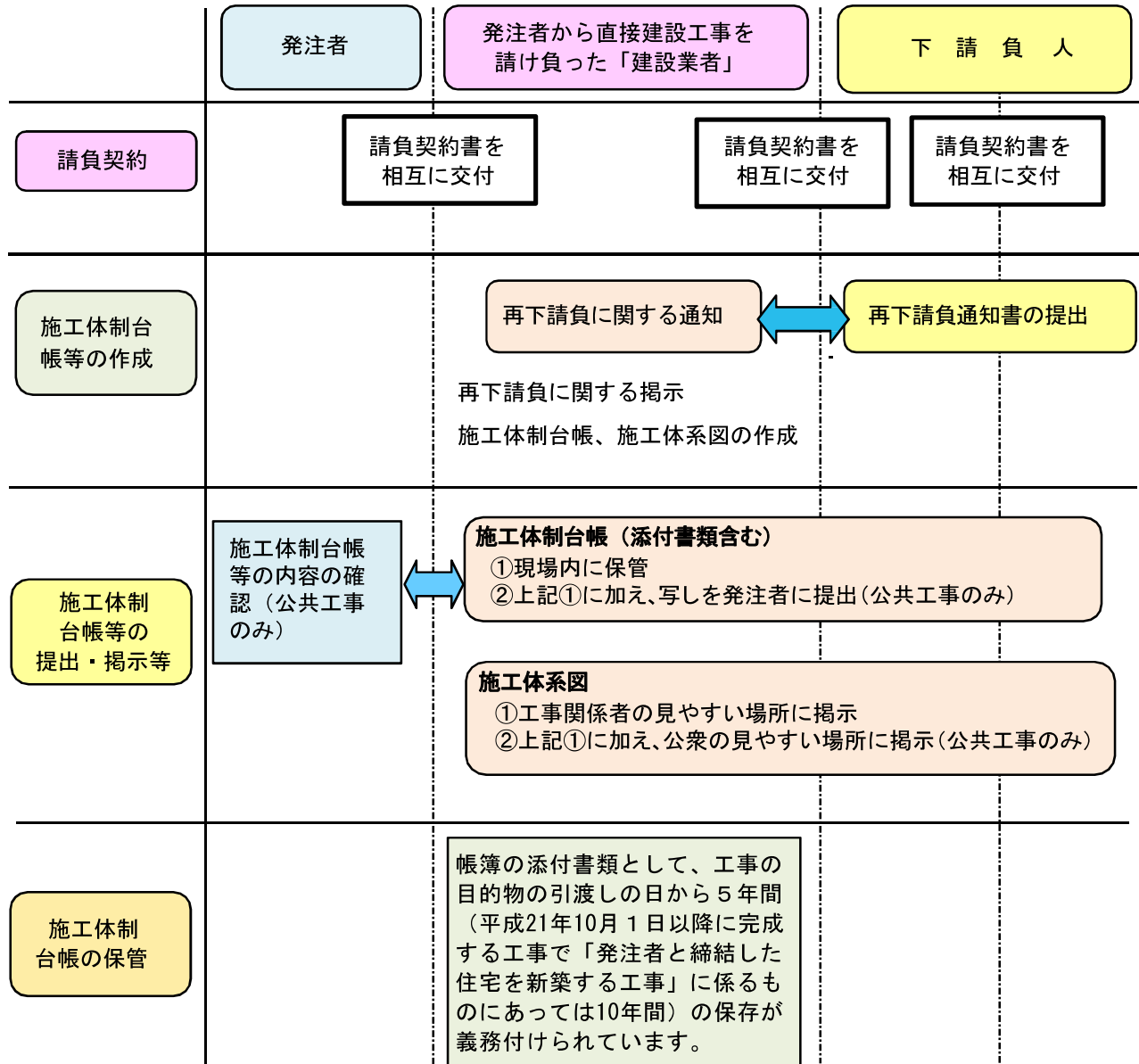


施工体制台帳等の作成義務について 1

公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したとき※、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事にあつては、6,000万円）以上となったときには、施工体制台帳及び施工体系図（以下、「施工体制台帳等」という。）を作成しなければなりません。（法第24条の8第1項）



※入札契約適正化法の改正に伴い、H27.4.1以降公共工事については下請契約の金額の如何に関わらず、施工体制台帳等の作成等が義務付けられています。

● 施工体制台帳の整備



施工体制台帳

だれが 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者

いつ 公共工事においてはその工事を施工するために下請契約を締結した時点。民間工事においては下請契約の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となった時点

なにを 下請負人から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を整備

なぜ 建設工事を適正に施工するため（建設業法により義務付けられています）

どうする 民間工事では発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければなりません（法第24条の8第3項）

公共工事では施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません（入札契約適正化法第15条第2項）

公共工事の受注者は、発注者から当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではいけません。（入札契約適正化法第15条第3項）

● 施工体系図の整備

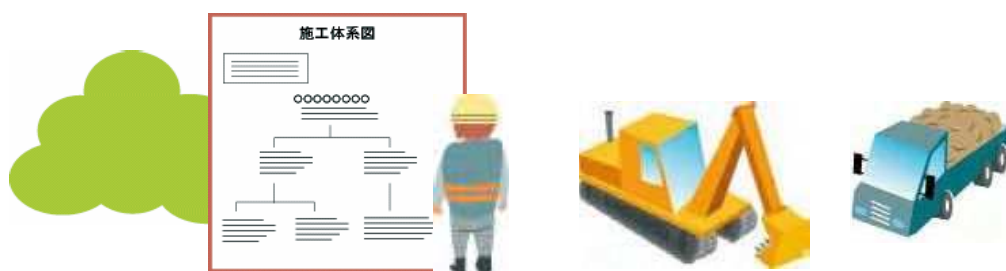
だれが 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者

いつ 公共工事においてはその工事を施工するために下請契約を締結した時点。民間工事においては下請契約の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となった時点

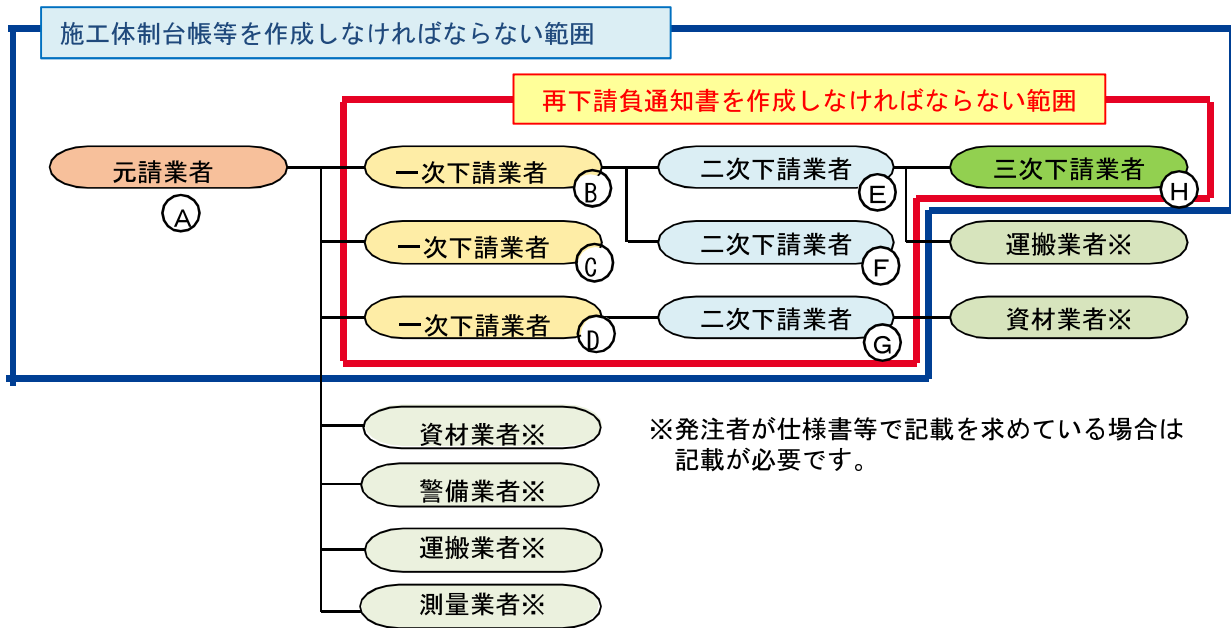
なにを 当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成

なぜ ①下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握するため
②建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にするため
③技術者の適正な配置の確認のため

どうする 民間工事は工事関係者が見やすい場所に掲げなければなりません（法第24条の8第4項）
公共工事は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません（入札契約適正化法第15条第1項）



● 施工体制台帳等の作成範囲

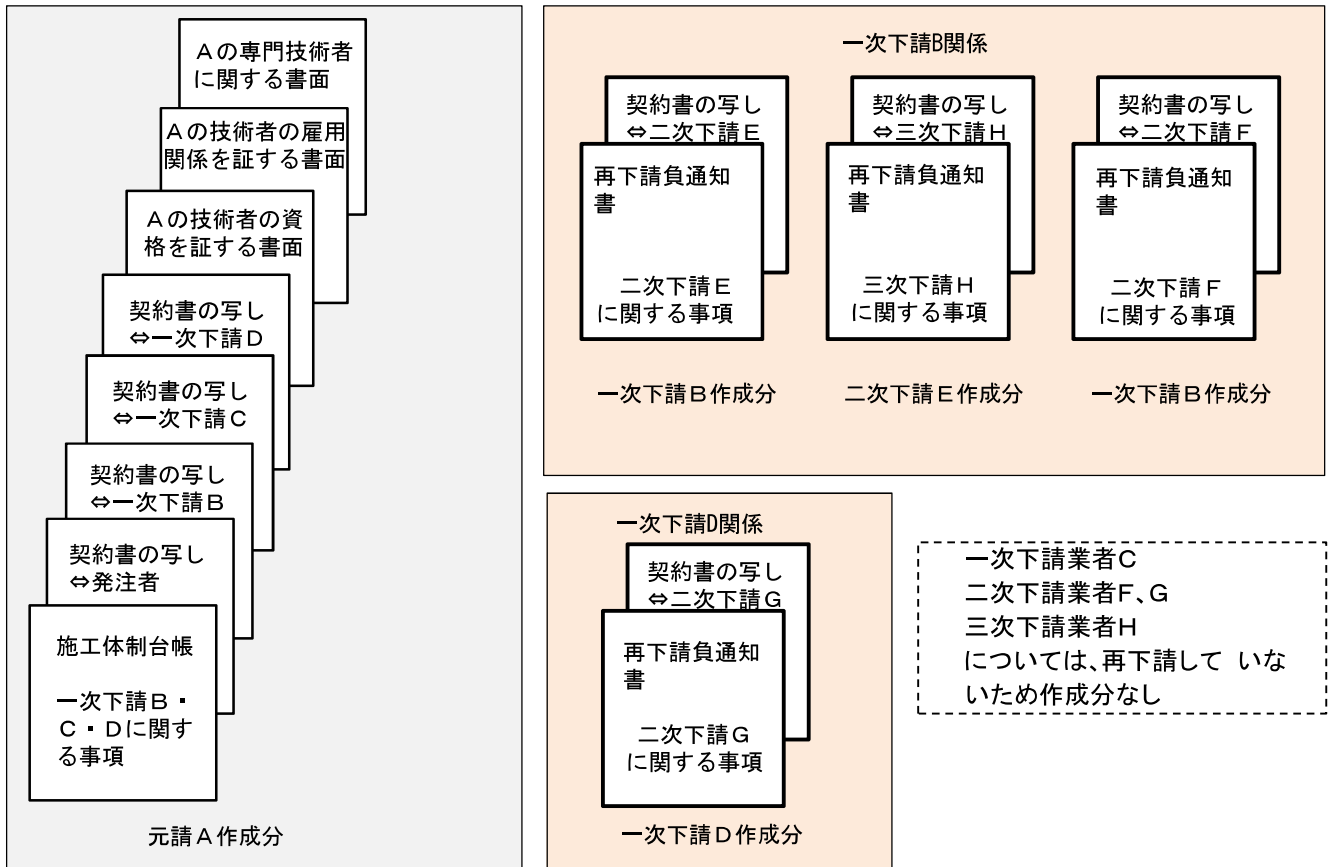


● 施工体制台帳の構成

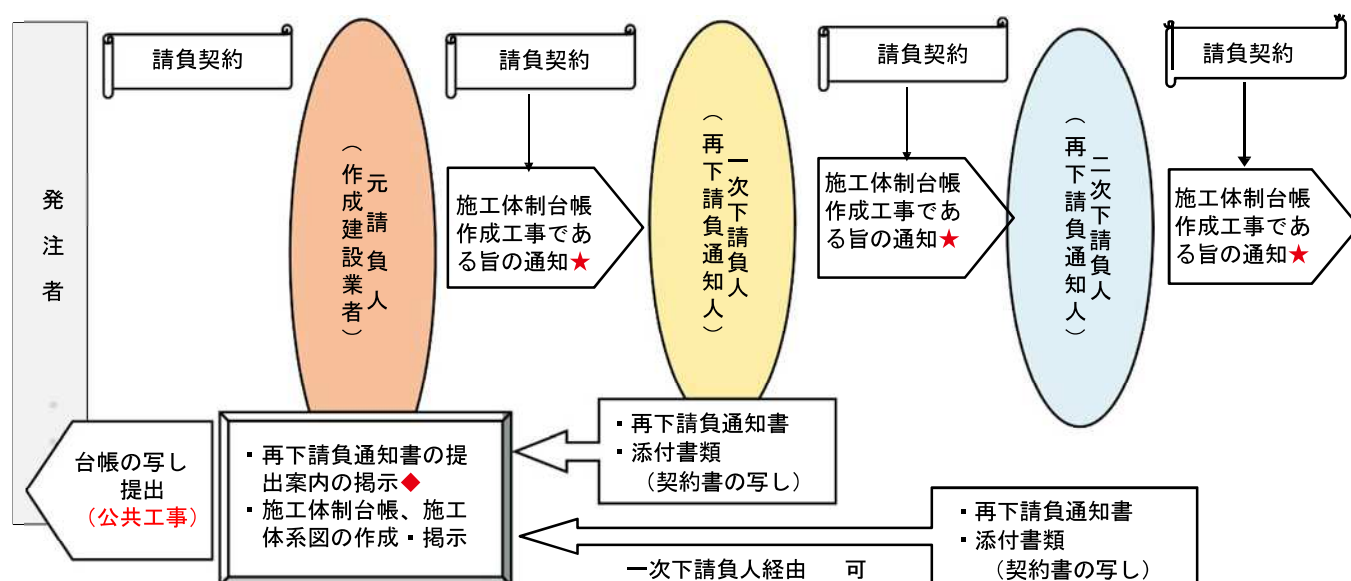
- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
②再下請負通知書の記載事項と添付書類



①②を合わせた全体で施工体制台帳となります。



● 施工体制台帳等作成のフロー図



★ 再下請負通知する旨の通知 (例)

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

① この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設（株）
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

◆ 再下請負通知する旨の掲示 (例)



この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出して下さい。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設（株）

● 施工体制台帳の記載内容と添付書類（規則第14条の2～第14条の5）

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者である元請負人は、元請負人に関する事項を施工体制台帳に記載するとともに、一次下請負人に関する事項を添付すべき書類の提出を求め、作成しなければなりません。
また、下請負人から提出のあった、再下請負通知書及び添付書類をとりまとめなければなりません。
下請負人（一次下請以降）が再下請を行う場合は、再下請負通知書に記載すべき内容を明記のうえ添付すべき書類と併せて元請負人に提出しなければなりません。

★変更があったとき

作成した施工体制台帳や再下請負通知書の記載事項又は添付書類について変更があったときは、遅滞なく、変更があった年月日を付記し、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければなりません。

	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	☆元請負人に関する事項 ○建設業許可の種類 ○健康保険等の加入状況 ○請け負った建設工事の名称、内容、工期及び契約年月日 ○発注者の商号等及び住所 ○当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地 ○発注者の監督員（置く場合） ○現場代理人の氏名（置く場合） ○配置予定技術者の氏名と資格内容 ○建設工事の従事者に関する事項 ○外国人建設就労者等の従事状況 ○下請契約を締結した英号所の名称及び所在地 ★一次下請負人に関する事項 ●商号等及び住所 ●建設業許可番号（建設業者の場合）及び請け負った建設工事に係る建設業許可の種類 ●健康保険等の加入状況 ●下請契約した建設工事の名称、内容、工期及び契約年月日 ●注文者の監督員（置く場合） ●現場代理人の氏名（置く場合） ●配置予定技術者の氏名と資格内容 ●建設工事の従事者に関する事項 ●外国人建設就労者等の従事状況	○ 発注者との契約書の写し ○ 下請負人との契約書の写し（注文書・請書及び基本契約書又は約款等の写し） ○ 配置技術者等が資格を有することを証する書面（監理技術者資格者証、合格証明書等） ○ 配置技術者の雇用関係を証明できるものの写し（健康保険証等の写し）
下請	★一次下請負人に関する事項 ●商号等及び住所、建設業許可番号（建設業者の場合） ●請け負った建設工事の名称、注文者の商号等、契約年月日 ◆再下請負人に関する事項 ●商号等及び住所 ●建設業許可番号（建設業者の場合）及び請け負った建設工事に係る建設業許可の種類 ●健康保険等の加入状況 ●下請契約した建設工事の名称、内容、工期及び契約年月日 ●注文者の監督員（置く場合） ●現場代理人の氏名（置く場合） ●配置予定技術者の氏名と資格内容 ●建設工事の従事者に関する事項 ●外国人建設就労者等の従事状況	○ 再下請負人との契約書の写し（注文書・請書及び基本契約書又は約款等の写し）

■建設業許可の内容は「建設業許可通知書」の写し等で確認できます。

公共工事においては、再下請負通知書に添付される書類は、請負代金の額が記載されていなければなりません。

工事の目的物の引渡しを行うまでは、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければなりません。

施工体制台帳の一部は、法第40条の3の「帳簿」の添付書類として添付しなければならないこととされています。（規則第26条第2項第3号、p.34参照）

この「帳簿」への添付が必要な部分は、次の事項が記載された部分で、工事の目的物の引渡しの日から **5年間**（平成21年10月1日以降に完成する工事で「発注者と締結した住宅を新築する建設工事」に係るもの）にあっては10年間 **保存**（p.19参照）が必要となります。（規則第28条）

- ① 監理技術者等の氏名・資格
- ② 下請業者の名称・許可番号等
- ③ 下請工事の内容及び工期
- ④ 下請業者の主任技術者等の氏名・資格



施工体制台帳

施工体制台帳の記載例 1

令和 3 年 4 月 1 日

施工体制台帳（作成例）

作成建設業者の商号又は名称

この工事を担当する事業所名

[会社名・事業者ID] サンポート工業株式会社 12345678987654

[事業所名・現場ID] ○○道路建設作業所 98765432101234

施工体制台帳を作成
又は変更した日付

作成建設業者が受けている建設業許可をすべて記入（業種は略称でも可）

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	土木、とび・土工、舗装	大臣 特定 知事 一般 第 9 9 9 9 9 号	令和 X 年 X 月 X 日
	建築 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 9 9 9 9 9 号	令和 Y 年 Y 月 Y 日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的な内容

工事名称及び工事内容	○○道路改良工事 土工一式（土工1,500、擁壁50m、舗装工1,000）		
発注者名及び住所	国土交通省 四国地方整備局 △△河川国道事務所 △△県○○市○○町1-2		
工期	自 令和 X 年 X 月 X 日 至 令和 Y 年 Y 月 Y 日	契約日	令和 Z 年 Z 月 Z 日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	本社	高松市 x x 町 1-1
	下請契約	鳴門支店	鳴門市△△町2-2

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所

区分：発注者と契約締結した作成建設業者の営業所及び、一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所についてそれぞれ記入

営業所の名称：元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

健康保険・厚生年金保険：事業所整理記号及び事業所番号を記入

一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業者番号を記入※健康保険の健康保険組合にあっては組合名

雇用保険：労働保険番号を記入継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	本社	XXXX	XXXX	X-XX-X	
		下請契約	鳴門支店	YYYY	YYYY	Y-YY-Y	

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合、その氏名

作成建設業者が現場代理人を置いた場合、その氏名

作成建設業者が置いた監理技術者等の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

発注者の監督員名	発注元	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監督員（※）	築港 工事	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名（※）	建設 一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任 土木 太郎	資格内容	1級土木施工管理技士
監理技術者 補佐名（※）	豊田 次郎	資格内容（※）	1級土木施工管理技士
専門技術者名（※）		専門技術者名（※）	
資格内容（※）		資格内容（※）	
担当工事内容（※）		担当工事内容（※）	

一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有	無	外国人建設就労者の従事状況（有無）	有	無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---	-------------------	---	---

監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

○営業所の専任技術者は原則として現場の監理技術者等にはなりません。

○専任の監理技術者は監理技術者資格者証を携帯しなければなりません。

○請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合は元請負人、下請負人の区別なく専任が求められます。（戸建ての個人住宅等の工事を除く）

施工体制台帳の記載例 2

《下請負人に関する事項》

会社名・ 事業者ID	瀬戸内建設株式会社 98765432109876	代表者名	瀬戸内 一郎
住所	××県〇〇市〇〇3-3		
工事名称 及び 工事内容	〇〇道路改良工事 擁壁工事		
工期	自 令和A年 A月 A日 至 令和B年 B月 B日	契約日	令和C年 C月 C日

下請負人の商号又は名称

下請負人が請け負った
建設工事の契約書に記
載された工事名及びそ
の工事の具体的内容

下請負人が請け負っ
た建設工事の契約書
に記載された工期

下請負人が請け負っ
た建設工事の契約書
に記載された契約日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	とび・土工 工事業	大臣 特定 知事 一般 第8888号	令和D年 D月 D日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

下請負人が受けている建
設業許可のうち、請け
負った建設工事の施工に
必要な業種に係る許可

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		本社	ZZZZ	ZZZZ	Z-ZZ-Z

営業所の名称：下請負人の
請負契約に係る営業所の
名称を記入

健康保険・厚生年金保険：
下請負人の事業所整理記号
及び事業所番号を記入

一括適用の承認に係る営業
所の場合は、本店の整理記
号及び事業者番号を記入

※健康保険の健康保険組合
にあっては組合名

雇用保険：下請負人の労働
保険番号を記入

継続事業の一括の認可に係
る営業所の場合は、本店の
労働保険番号を記入

現場代理人名 (※)	擁壁 三郎	安全衛生責任者名	法面 二郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	法面 二郎
主任技術者名	専任 擁壁 三郎 非専任	雇用管理責任者名	瀬戸内 一郎
資格内容	1級土木施工管理技士	専門技術者名 (※)	
		資格内容(※)	
		担当工事内容 (※)	

下請負人が置いた主任技
術者の氏名及び専任か非
専任の該当する方に○印

主任技術者の
資格を具体的
に記入

下請負人が置いた場合、
その氏名

安全衛生責任者、安全
衛生推進者：(労働安
全衛生法)

雇用管理責任者：(建
設雇用改善法)

一号特定技能外 国人の従事 状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事 状況(有無)	有 無
----------------------------	-----	---------------------------	-----	---------------------------	-----

主任技術者

建設業者は、その許可を受けた工事
の施工にあっては、下請であっても、
その請け負った金額が少額であっても、
全ての現場に主任技術者を置かなけれ
ばなりません。

○営業所の専任技術者は原則として
現場の主任技術者にはなりません。

専門技術者

一式工事を施工する場合において、当該一式工事を構成する各専門工事を施工
する場合、また、許可を受けた建設業に係る建設工事の附帯工事を施工する
場合は、その専門工事の総額が軽微な工事となる場合を除き、該当する建設業の許可
を持っている業者と下請契約を締結して施工する必要がありますが、許可の無い
専門工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場
に置かなければなりません。

○資格の要件は主任技術者と同じです。

○資格の要件が備わっていれば監理技術者等が兼任できます。

注 意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- (※)印部分は、置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載したうえで書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

再下請負通知書の記載例 1

一次下請負人である
瀬戸内建設(株)(再下請負通知人)が(有)讃岐型枠(再下請負人)との下請契約の内容を報告する場合

二次下請負人である

再下請負通知書を作成又は変更した日付

令和3年 4月 1日

再下請負通知書(作成例)

直近上位
注文者名

サンポート工業株式会社

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成建設業者の商号又は名称

再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者の商号又は名称

【報告下請負業者】

住 所 ××県〇〇市〇〇3-3

再下請負通知人の商号又は名称

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

元請名称・
事業者ID サンポート工業株式会社
12345678987654

会社名・ 瀬戸内建設株式会社
事業者ID 98765432109876

代表者名 瀬戸内 一郎

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期

《自社に関する事項》

再下請負通知人が受けている建設業許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

工事名称 及 工事内容	〇〇道路改良工事 擁壁工事		
工 期	自 令和A年 A月 A日 至 令和B年 B月 B日	注文者との 契 約 日	令和C年 C月 C日

営業所の名称: 再下請負通知人の請負契約に係る 営業所の名称を記入

建設業の可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	とび・土工 工事業	大臣 特定 知事 一般 第88888号	平成D年D月D日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険・厚生年金保険: 再下請負通知人の事業所整理記号及び事業所 番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業者番号を記入
※健康保険の健康保険組合にあっては組合名

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
		本社	ZZZZ	ZZZZ
				Z-ZZ-Z

雇用保険: 再下請負通知人の労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

監督員名 (※)		安全衛生責任者名 (※)	法面 二郎
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名 (※)	法面 二郎
現場代理人名	擁壁 三郎	雇用管理責任者名	瀬戸内 一郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	専門技術者名 (※)	
主任技術者名 (※)	専任 擁壁 三郎 非専任	資格内容 (※)	
資格内容	1級土木施工管理技士	担当工事内容 (※)	

再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合、その氏名

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合、その氏名

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

現場代理人

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠です。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができます。

また、現場代理人を選任した場合にはその権限に関する事項などを書面により注文者に通知しなければなりません。(法第19条の2第1項)

なお、建設業法では現場代理人に関する職務や選任についての特段の規定はありません。

再下請負通知書の記載例 2

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり記載する

再下請負人の商号又は名称

会 社 名 ・ 事業者ID	有限会社 讃岐型枠 99999999999999	代 表 者 名	讃岐 太郎
住 所 号 電 話 番 号	× × 県○○市○○4-4		
工 事 名 称 及 工 事 内 容	○○道路改良工事 型枠工事		
工 期	自 令和 a 年 a 月 a 日 至 令和 b 年 b 月 b 日	契 約 日	令和 C 年 C 月 C 日

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	とび・土工 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 7 7 7 7 7 号	平成 D 年 D 月 D 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

再下請負人が受けている建設業許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		本社		ZZZZ	ZZZZ	Z-ZZ-Z	

営業所の名称：再下請負人の請負契約に係る営業所の名称を記入

健康保険・厚生年金保険：再下請負人の事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業者番号を記入
※健康保険の健康保険組合にあっては組合名

雇用保険：再下請負人の労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

現場代理人名 (※)	三豊 次郎	安全衛生責任者名 (※)	三豊 次郎
権限及び 意見申出方法	契約基本約款のとおり	安全衛生推進者名 (※)	三豊 次郎
主任技術者名	専任 三豊 次郎 非専任	雇用管理責任者名	讃岐 太郎
資格内容	実務経験（10年）	専門技術者名 (※)	
		資格内容 (※)	
		担当工事内容 (※)	

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

主任技術者の資格を具体的に記入

再下請負人が置いた場合、その氏名

安全衛生責任者、安全衛生推進者：（労働安全衛生法）

雇用管理責任者：（建設雇用改善法）

一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

再下請負通知書の添付書類

再下請負通知人と再下請人が締結した契約書の写し

○資格内容（主任技術者及び専門技術者）

- 1）1・2級施工管理技士等の国家資格者（p.48～50参照）
- 2）下記の実務経験を有する者（p.46～47参照）
 - ①高等学校の指定学科卒業後 5年以上
 - ②高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上
 - ③大学の指定学科卒業後 3年以上
 - ④上記以外の学歴の場合 10年以上

一号特定技能外国人、外国人建設就労者、外国人技能実習生の記載方法

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者（一号特定技能外国人）、同表の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（外国人建設就労者）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

作業員名簿の記載例 1

作 業 員

(令和3年 4月 1日作成)

事業所の名称 ○○道路改良工事建設作業所
・現場ID 3333333333333

所長名 建設 太郎

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	職種	※	生年月日 年齢	健康保険 年金保険 雇用保険
1	ようへき さぶろう	とび工	現	S40年 5月 1日	〇〇健康保険組合
	擁壁 三郎		主	55歳	厚生年金
	111111111111111				1234
2	のりめん じろう	とび工	安	S41年 7月 1日	〇〇健康保険組合
	法面 二郎			54歳	厚生年金
	222222222222222				2345
3	かがわ いちろう	とび工	職	S42年 8月 1日	〇〇健康保険組合
	香川 一郎			53歳	厚生年金
	333333333333333				3456
4	とくしま じろう	とび工	再	S45年 9月 1日	〇〇健康保険組合
	徳島 二郎			50歳	厚生年金
	444444444444444				4567
作業員名簿関係					
①建設業法施行規則第14条の2第2号チ及び第4号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、必ずしも記載する必要はない。					
②「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。					

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (現) …現場代理人 (作) …作業主任者 ((注) 2.) (女) …女性作業員
 (未) …18歳未満の作業員 (主) …主任技術者 (職) …職 長
 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (再) …危険有害業務・再発防止教育
 (習) …外国人技能実習生 (就) …外国人建設就労者 (1特) …1号特定技能外国人

- (注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
 (注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
 (注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
 (注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。
 (注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

作業員名簿の記載例 2

名 簿

元請
確認欄

提出日 令和3年 4月 1日

一次会社名 瀬戸内建設株式会社
・事業者ID 98765432109876

(次)会社名
・事業者ID

建設業退職金 共済制度		教 育 ・ 資 格 ・ 免 許		入場年月日
中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日
	雇入時教育 職長教育 安全衛生責任者教育			R 3 年 4 月 1 日
有				R 3 年 4 月 1 日
	雇入時教育 職長教育 安全衛生責任者教育			R 3 年 4 月 1 日
有				R 3 年 4 月 1 日
	雇入時教育 職長教育 安全衛生責任者教育			R 3 年 4 月 1 日
有				R 3 年 4 月 1 日
	雇入時教育 建設用リフト			R 3 年 4 月 1 日
有				R 3 年 4 月 1 日

③「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）。

④「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）。なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

- (注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 10. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
- (注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

施工体系図(作成例)

発注者名	国土交通省 四国地方整備局 △△河川国道事務所
工事名称	〇〇道路改良工事

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合、その氏名

元請名・事業者ID	サンポート工業(株) 12345678987654
(※) 監督員名	築港 工事
監理技術者名 主任技術者名	土木 太郎
監理技術者補佐名	豊田 次郎
(※) 専門技術者名	
(※) 担当工事内容	
(※) 専門技術者名	
(※) 担当工事内容	

作成建設業者が専門技術者を置いた場合、その氏名及び担当する工事の内容

統括安全衛生責任者の指揮を受けて技術的事項を管理する者

(※) 元方安全衛生管理者

(※) 会長	統括安全衛生責任者
(※)	

(※) 副会長	
(※)	

作成建設業者が統括安全衛生責任者（労働安全衛生法）を置く必要がある場合はその氏名
(現場所長等の工事施工の責任者等)

- ①施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足ります。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断します。
- ②施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなくなるときまでには行う必要があります。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければなりません。
- ③施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載する必要があります。
- ④施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成して差し支えありません。

— 注意 —

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
2. 部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. (※) 印部分は、置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
4. 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分の記載は不要です。

施工体系図の記載例 2

工期	自	令和X年	X月	X日
	至	令和Y年	Y月	Y日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

擁壁	会社名・事業者ID	瀬戸内建設(株) 98765432109876	(※)
	代表者名	瀬戸内 一郎	
	許可番号	第88888号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定	
	安全衛生責任者	法面 二郎	
	主任技術者	擁壁 三郎	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無	
	専門技術者		
工事	担当工事内容		(※)
			(※)
工期	令和A年A月A日～令和B年B月B日		

型枠	会社名・事業者ID	(有)讃岐型枠 99999999999999	(※)
	代表者名	讃岐 太郎	
	許可番号	第77777号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定	
	安全衛生責任者	三豊 次郎	
	主任技術者	三豊 次郎	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無	
	専門技術者		
工事	担当工事内容		(※)
			(※)
工期	令和a年a月a日～令和b年b月b日		

盛土	会社名・事業者ID	盛土建設(株) 45678912304569	(※)
	代表者名	盛土 一郎	
	許可番号	第55555号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定	
	安全衛生責任者	土木 正	
	主任技術者	土木 正	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無	
	専門技術者		
工事	担当工事内容		(※)
			(※)
工期	令和x年x月x日～令和z年z月z日		

工事	会社名・事業者ID		(※)
	代表者名		
	許可番号		
	一般 / 特定の別	一般 / 特定	
	安全衛生責任者		
	主任技術者		
	特定専門工事の該当	有 ・ 無	
	専門技術者		
工事	担当工事内容		(※)
			(※)
工期	年 月 日 ～ 年 月 日		

統括安全衛生責任者が選任された場合に、下請負人は安全衛生責任者を選任しなければなりません